

柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託 公募型プロポーザル実施に係る質問及び回答

令和6（2024）年4月23日

1 本書内の省略表記

正式名称	省略表記
柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託 公募型プロポーザル実施要領	実施要領
柏崎市子どもの屋内遊び場施設設計・設置業務委託 仕様書兼要求水準書	仕様書

2 質問及び回答

連番	資料	該当ページ 項目	質問・回答
質問1	仕様書	p.3 7-(1)-ア-(コ)	キッズマジック工事期間中に設置する簡易的な仮設屋内遊び場も本プロポーザルの提案に含まれるのでしょうか。また予算金額についても同様に含まれるのでしょうか。
回答1			いずれも含まれます。
質問2	仕様書	p.5 9-(2)	「休日及び平日の稼働方法についての提案をすること」とありますが、営業時間に関しては今まで通り10:00~17:00でよろしいでしょうか。
回答2			計画収容人数の算定を踏まえた上で。営業時間の変更提案も可能です。 なお、本年4月から営業時間は10:00~18:00になっています。
質問3	仕様書	p.5 11-(1)	「屋内遊び場施設内は、休憩機能のみをレイアウトすること」とありますが、屋内遊び場内での飲食は行わないという認識でよろしいでしょうか。
回答3			屋内遊び場内の休憩機能（スペース）では、現行のキッズマジックと同様に飲食可能とする想定です。 ただし、屋内遊び場の外に喫茶ブースの設置を検討していることから、屋内遊び場内に厨房設備・備品類・店舗スペースの整備は原則不要とするものです。

連番	資料	該当ページ 項目	質問・回答
質問4	実施要領	p.4	提案書及び図面はそれぞれ枚数の制限はありますか。
回答4		8-(1)-ア	枚数の制限はありませんが、適正な審査が行えるよう、見やすく分かりやすい資料となるように努めてください。
質問5	実施要領	p.7 10-(4)	再委託業務について、木材協会と下請負契約を結び、業務上金額などの折り合いがつかなかった場合、提案遊具の構成を再編集してもよろしいでしょうか。 また遊具の安全に関する規準 JPFA—SP-S:2024 によると JPFA によって認定された「SP 表示認定企業」（製造を委託している工場や業者を含む）と記載されています。イ木製遊具の部品加工を委託した場合 JPFA がおこなう企業認定監査の範囲内に含まれる事になりますが、再委託先は監査に入られても問題はありませんか。
回答5			再委託先との金額等の折り合いがつかなかった場合、市と協議の上、提案遊具の構成を再編集することは可能です。 また、再委託先に当該監査が入ることは問題ありませんが、品質と安全確保及び監査の備えとして必要な取組について再委託に助言をしてください。